



2022年2月24日

各 位

会 社 名 : 日 本 乾 溜 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 伊 東 幸 夫  
本 店 所 在 地 : 福 岡 市 東 区 馬 出 一 丁 目 11 番 11 号  
(コード番号 1771 福証)  
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 大 谷 友 昭  
役 職 ・ 氏 名 経 営 管 理 本 部 長  
(TEL 092-632-1050)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年4月27日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更理由

当社は、当社が発行する優先株式への配当金について、その発行要領において、算定基準日における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（以下「日本円TIBOR」といいます。）を指標として算定するものと定めるとともに、日本円TIBORが算定基準日に公表されない場合における代替指標を、ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値（以下「LIBOR」といいます。）又はこれに準ずると認められるものと定めています。

しかしながら、当社が代替指標と定めるLIBORについて、その運営機関から2021年12月末をもって公表を停止することが発表され、当社が発行する優先株式への配当金の算定における代替指標を変更する必要性が生じたことから、現行定款第13条（優先株式への期末配当金）の変更を行うものであります。

また、優先株式の取得請求にかかる定款の定めについて、当該優先株式発行時より（発行要領にて）、優先株主が2株以上の優先株式について取得を請求した場合、取得を請求する優先株式の総数を基準価額で除して、1株に満たない端数を切り捨てて、交付する普通株式の数を算出することを定めています（同ルールに従い有価証券報告書にも潜在株式調整後の数値等を記載していますが、現行定款の文言では、請求を求める優先株式1株ごとに基準価額で除して、1株に満たない端数を切り捨てて、交付する普通株式の数を算出するようにも読めます。例えば、10株の優先株式について取得を請求する場合、このような算出を10回繰り返すようにも読めますが、このような算出方法にて、交付する普通株式の株数を求めることは想定しておりません。したがって、交付する普通株式の数を算出する際、取得を請求する優先株式の総数を基準価額

で除して、1株に満たない端数を切り捨てることを一義的に明確にするために、現行定款第13条の8（優先株式の取得請求と普通株式の交付）の変更を行うものであります。

さらに、種類株主総会に関し、対象株主の明確化及び事務手続の効率化の観点から、定時株主総会と同日に種類株主総会を開催する場合の基準日を予め定めること等の手続を整理するため、現行定款第20条の2（種類株主総会への準用）の変更を行うものであります。

## 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

| 現 行 定 款  | 変 更 案   |
|--|---|
| <p>（優先株式への期末配当金）</p> <p>第13条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1事業年度につき優先株式1株あたり発行価額の100分の10に相当する額を上限として、優先株式発行に際して取締役会決議で定める額の剰余金の配当（以下、「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第13条の4に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。</p> <p>（新設）</p> | <p>（優先株式への期末配当金）</p> <p>第13条 当社は、第50条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下優先株式を有する株主を「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、当該事業年度の末日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1事業年度につき優先株式1株あたり50円を上限として次項に定める方法により算定された額の剰余金の配当（以下「優先期末配当金」という。）を、分配可能額がある限り必ず支払う。</p> <p>ただし、当該事業年度において、第13条の4に定める優先中間配当金を支払ったときは、上記金額から当該優先中間配当金の額を控除した額を優先期末配当金として支払う。</p> <p>2. <u>優先期末配当金は、以下の算式に従い算定される額とする。ただし、優先期末配当金は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</u></p> <p><u>優先期末配当金 = 500円 × (日本円TIBOR + 1.50%)</u></p> <p><u>この場合、「日本円TIBOR」とは、毎年10月1日（以下「優先配当算出基準日」という。）午前11時現在における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数</u></p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(条文省略)</p> <p>(優先株式の取得請求と普通株式の交付)</p> <p>第13条の8 <u>優先株主は、平成20年4月1日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、<u>優先株式1株と引換えに、払込価額を第13条の9に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式の交付を請求することができる。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(種類株主総会への準用)</p> <p>第20条の2 <u>第15条から第20条までの規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。</u></p> | <p><u>値をいい、上記算式においては、次回の優先配当算出基準日の前日までに各事業年度について適用される。ただし、優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を優先配当算出基準日とする。優先配当算出基準日に日本円TIBORが公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）午後3時を基準時刻とする東京ターム物リスク・フリー・レート6ヶ月物として株式会社QUICKベンチマークスによって公表される数値又はこれに準ずると認められるものを日本円TIBORに代えて用いるものとする。日本円TIBOR又はこれに代えて用いる数値は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(優先株式の取得請求と普通株式の交付)</p> <p>第13条の8 <u>優先株主は、平成20年4月1日以降いつでも、当会社に対し、当該優先株式の取得を請求することができる。この場合、当会社は、当該優先株主又は優先登録株式質権者に対し、<u>取得請求に係る優先株式の発行価額の総額を第13条の9に定める額（以下「基準価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、前記普通株式の数の算出にあたっては1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></u></p> <p>(条文省略)</p> <p>(種類株主総会への準用)</p> <p>第20条の2 <u>第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第15条、第16条、第17条、第19条及び第20条の規定は、当会社の種類株主総会について、これを準用する。</u></p> <p><u>3. 第18条1項の規定は、会社法第324条1項の規定による種類株主総会の決議について、第18条2項の規定は、会社法第324条2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p> |

### 3. 日程

定款変更を付議する臨時株主総会開催日 2022年4月27日  
定款変更の効力発生日 2022年4月27日

以 上